

食安監発0201第2号
平成25年2月1日

各検疫所長殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公印省略)

牛海綿状脳症（BSE）対策に関する見直しについて

今般、BSE対策の見直しに関する、食品安全委員会における食品健康影響評価結果に基づき、安全性が確保されていると認められる国又は地域から輸入される牛肉等については、本日付け食安監発0201第3号、食安監発0201第4号、食安監発0201第5号及び食安監発0201第6号により取り扱うこととしています。

これに伴い、BSEに関連する通知について、下記のとおり改正することとしましたので、その運用に遺漏のないようお願いします。

なお、「BSE発生国等から輸入される加工食品の取扱いについて」（平成19年3月2日付け食安輸発第0302002号）は本通知をもって廃止します。

記

- 1 「狂牛病発生国等から輸入される牛肉等の取扱いについて」（平成13年2月15日付け食監発第18号）関係
 - (1) 通知題名の「狂牛病発生国等」を「牛海綿状脳症（BSE）発生国等」に改める。
 - (2) 記の1の「EU諸国等（EU15ヶ国、スイス、リヒテンシュタイン、チエコ、スロヴァキア、スロヴァニア、ポーランド及びイスラエルをいう。以下同じ。）」を「BSE発生国又は発生地域（食品健康影響評価の結果に基づき、安全性が確保されていると認められる国又は地域を除く。）」に、「食品衛生法第5条第2項」を「食品衛生法第9条第2項」に改める。
 - (3) 記の2の「牛肉等を原材料とする」を「牛肉、牛臓器及び牛由来原材料を含む」に改める。

(4) 記の3の「EU諸国等」を「BSE発生国又は発生地域」に、「牛肉、牛臓器及びこれらを原材料とする食肉製品並びに牛肉及び牛臓器を原材料とする」を「牛肉、牛臓器及び牛由来原材料を含む」に、「その確認手続が整備されるまでの間」を「別途通知で定める確認手続きが整備されたものを除き」に改める。

(参考) 改正後の記の3中の別途通知は別表のとおり

2 「輸入牛肉等の安全確保について」(平成16年7月30日付け食安監発第0730003号) 関係

(1) 本文中の「すべての国」を「取扱いを別途定めた国を除くすべての国」に、「せき髄」を「脊髄」に、「せき柱(胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。)」を「脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。)」に改める。

(2) 本文の後に、以下の注)を加える。

注) 取扱いを別途定めた通知一覧(平成25年2月1日現在)

- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第3号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第4号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第5号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第6号

3 「BSE発生国等から輸入されるめん羊・山羊の肉等の取扱いについて」

(平成16年2月27日付け食安監発第0227003号) 関係

(1) 本文中の「せき髄」を「脊髄」に、「特定危険部位」を「特定部位」に改める。

(2) 記の1の「EU諸国等(EU15ヶ国、スイス、リヒテンシュタイン、チエコ、スロヴァキア、スロヴァニア、ポーランド、イスラエル、カナダ及び米国をいう。以下同じ。)」を「BSE発生国又は発生地域(以下「BSE発生国等」という。)」に、「めん羊・山羊の臓器」を「臓器」に改める。

(3) 記の2の「めん羊・山羊の肉等を原材料とする」を「めん羊・山羊の肉、臓器及びめん羊・山羊由来原材料を含む」に改める。

(4) 記の3の「EU諸国等」を「BSE発生国等」に、「めん羊・山羊の肉

及びめん羊・山羊の臓器並びにこれらを原材料とする食肉製品並びにめん羊・山羊の肉等を原材料とする」を「めん羊・山羊の肉、臓器及びめん羊・山羊由来原材料を含む」に改める。

(5) 注) を削除する。

(別表)

輸出国	通知日	通知番号	備考
デンマーク	平成13年4月17日	食監発第68号	コンドロイチン
	平成13年4月26日	食監発第81号	コラーゲンケーシングを使用した豚肉製品
	平成13年6月11日	食監発第106号	Biofac A/S社製品
	平成16年4月5日	食安監発第0405001号	ゼラチン
英国	平成13年4月26日	食監発第81号	コラーゲン製品
	平成13年7月27日	食監発第159号	ゼラチン及びこれを含む製品
ドイツ	平成13年7月10日	食監発第133号	コラーゲン、ゼラチン及びこれらの加工品
イタリア	平成13年8月22日	食監発第183号	加工品
オランダ	平成13年5月28日	食監発第98号	コラーゲン及びゼラチン
米国	平成17年7月13日	食安監発第0713004号	ケーシング及びこれを含む製品
	平成20年8月26日	食安監発第0826001号	日本産人工ケーシングを使用した食肉製品
ブラジル	平成25年1月21日	食安輸発0121第1号	ケーシング及びこれを含む製品

(参考)

食監発第18号
平成13年2月15日

(最終改正: 平成25年2月1日付け食安監発0201第2号)

各検疫所長殿

医薬局食品保健部監視安全課長

牛海綿状脳症(BSE)発生国等から輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、平成8年3月26日付衛乳第41号の1等により、関係営業者に対する指導等をお願いしてきたところであるが、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第13号)が平成13年2月15日付けで公布、施行され、伝染性海綿状脳症にかかり、又はその疑いのある獣畜の肉、臓器等については、販売、加工等が禁止されるとともに、獣畜の肉、臓器及びこれらを原材料とする食肉製品の輸入に際しては、輸出国政府によって発行された伝染性海綿状脳症にかかり、又はその疑いがあるものでない旨の証明書又はその写しの添付が必要となった。

については、今後、下記により取り扱うようよろしくお願ひする。

また、平成8年3月26日付衛乳第41号の1、平成8年4月19日付衛食第33号、衛乳第77号及び衛化第43号、平成9年2月4日付衛乳第42号の1、平成12年12月22日付衛食第205号、衛乳第256号及び衛化第55号は廃止する。

記

- 1 BSE発生国又は発生地域(食品健康影響評価の結果に基づき、安全性が確保されていると認められる国又は地域を除く。)において、とさつ、解体、分割又は細切された牛肉及び牛臓器、並びにこれらを原材料とする食肉製品については、証明書を受け入れないこととし、食品衛生法第9条第2項に違反するものとすること(第三国でとさつ、解体以外の処理、加工等が行われたものを含む。)。
- 2 上記1に掲げる牛肉、牛臓器及び牛由来原材料を含む食品及び添加物であって、証明書の添付が必要とされないものについては、輸入しないよう指導すること。

3 上記のほか、BSE発生国又は発生地域を経由して輸入される牛肉、牛臓器及び牛由来原材料を含む食品及び添加物であつて証明書の添付が必要とされないものにあっても、別途通知で定める確認手続きが整備されたものを除き、それぞれ1及び2と同様に取り扱うこと（とさつ、解体以外の処理、加工等が行われたものを含む。）。

(参考)

食安監発第0730003号

平成16年7月30日

(最終改正: 平成25年2月1日付け食安監発0201第2号)

各 検 痘 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公印省略)

輸入牛肉等の安全確保について

BSE発生国等から輸入される牛肉等については、平成13年2月15日付け食安監発第18号及び平成15年12月26日付け食安監発第1226001号により取り扱っているところです。

しかしながら、従来、BSE発生リスクが低いとされていた国々において、次々にBSEが発生する最近の状況を踏まえると、現在BSE未発生である国において万が一BSEが発生した際の混乱を未然に防止する必要があります。

については、取扱いを別途定めた国を除くすべての国からの牛の頭部（舌及び頸肉を除く。）、脊髄、回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）及び脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、頸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）の輸入については、これを控えるよう輸入業者への指導方よろしくお願いします。

注) 取扱いを別途定めた通知一覧（平成25年2月1日現在）

- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第3号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第4号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第5号
- ・平成25年2月1日付け食安監発0201第6号

(参考)

食安監発第 0227003 号

平成 16 年 2 月 27 日

(最終改正: 平成 25 年 2 月 1 日付け食安監発 0201 第 2 号)

各 検 痘 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長

(公 印 省 略)

BSE 発生国等から輸入されるめん羊・山羊の肉等の取扱いについて

BSE 発生国等から輸入される牛肉等については、平成 13 年 2 月 15 日付け食安監発第 18 号及び平成 15 年 1 月 26 日付け食安監発第 1226001 号により取り扱っているところです。

今般、国内における BSE 対策として、と畜場法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 44 号）を改正し、めん羊・山羊の脳、脊髄等の特定部位について、とさつ・解体時に除去・焼却することが義務化され、本日から施行することとされました。

つきましては、BSE 発生国等から輸入されるめん羊・山羊の肉等についても、国内規制の強化にあわせて、下記のとおり取り扱うこととしましたので、その運用に遺憾のないようお願いします。

記

- 1 BSE 発生国又は発生地域（以下「BSE 発生国等」という。）において、とさつ、解体、分割又は細切されためん羊・山羊の肉及び臓器、並びにこれらを原材料とする食肉製品については、証明書を受け入れないこととし、食品衛生法第 9 条第 2 項に違反するものとすること（第三国でとさつ、解体以外の処理、加工等が行われたものを含む。）。
- 2 上記 1 に掲げるめん羊・山羊の肉、臓器及びめん羊・山羊由来原材料を含む食品又は添加物であって、証明書の添付が必要とされないものについては、輸入しないよう指導すること。

3 上記のほか、BSE発生国等を経由して輸入されるめん羊・山羊の肉、臓器及びめん羊・山羊由来原材料を含む食品又は添加物であって証明書の添付が必要とされないものにあっても、その確認手続が整備されるまでの間、それぞれ1及び2と同様に取り扱うこと（とさつ、解体以外の処理、加工等が行われたものを含む。）。

ただし、BSE発生国等からのケーシング及びこれを含む製品については、輸出国政府発行の衛生証明書等において次の事項が確認できるものについては、当分の間、輸入を認めて差し支えない。

- (1) ケーシングがめん羊又は山羊由来である場合は、BSE発生国等以外の国原産のものであること。
- (2) BSE発生国等以外の国を原産とするケーシングのみを取り扱う施設のみにおいて取り扱われたものであること。